

第13回 日文研フォーラム

■
— 国家神道を考える —

The Meaning of State Shinto for Present-day Japan

■
エルンスト・ロコワント
Ernst Lokowandt

国際日本文化研究センター

日文研フォーラムは、国際日本文化研究センターの創設にあたり、一九八七年に開設された事業の一つであります。その主な目的は海外の日本研究者と日本の研究者との交流を促進することにあります。

研究という人間の営みは、フォーマルな活動のみで成り立っているわけではなく、たまたま顔を出した会や、お茶を飲みながらの議論や情報交換などが貴重な契機になることがしばしばあります。このフォーラムはそのような契機を生み出すことを願い、様々な研究者が自由なテーマで話が出来るように、文字どおりインフォーマルな「広場」を提供しようとするものです。

このフォーラムの報告書の公刊を機として、皆様の日文研フォーラムへのご理解が深まりますことを祈念いたしております。

国際日本文化研究センター

所長 梅原猛

● テーマ ●

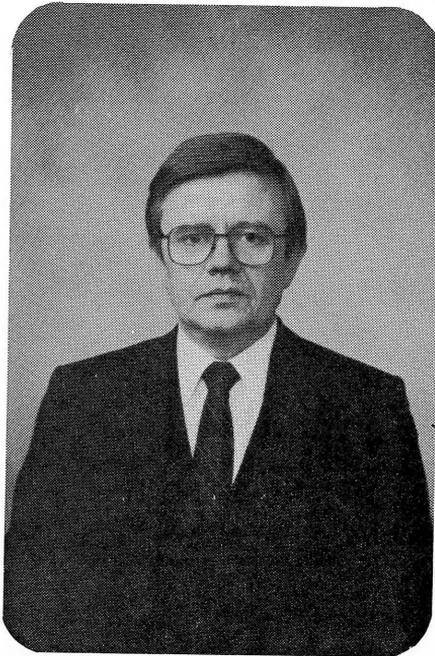
－ 国家神道を考える －

The Meaning of State Shinto for Present-day Japan

● 発表者 ●

エルンスト・ロコバンド

Ernst Lokowandt



発表者紹介

エルンスト・ロコバント

Ernst Lokowandt

東洋大学助教授

1944年生まれ。1969年ボン大学附属現代東洋語研究所にて日本語ディプローム取得。1970年 - 1972年国費留学生として国学院大学国史学科大学院に留学。1972年ボン大学に復学。1976年ボン大学文学部にて博士号取得（科目は日本学、国家法学、比較宗教学、論文は『明治前半における国家神道の法的発展』）。1978年 - 1985年社団法人OAGドイツ東洋文化研究協会研究主事。1985年東洋大学文学部助教授、現在に至る。1985年 - 1989年OAG理事、1986年より副会長。

主な論文：

- "Die rechtliche Entwicklung des Staats-Shintō in der ersten Hälfte der Meiji-Zeit(1868-1890)", Wiesbaden 1978
- "Zum Verhältnis von Staat und Shintō im heutigen Japan. Eine Materialsammlung", Wiesbaden 1981
- 「国家神道の成立時期について」、『東洋大学紀要教養課程篇』第26号、東京1987年
- "Das japanische Kaisertum - religiöse Fundierung und politische Realität", OAG aktuell, Tokyo 1989
- "Die Stellung des Tennō in der Staatsführung - Die rechtliche Regelung der Herrschaftsbefugnisse des Kaisers unter der Meiji-Verfassung", Oriens Extremus, Hamburg 1990

国家神道の前段階・一

歴史に関するテーマですから最初のところから始めたいと思います。と言いますのは国家神道は僕の感覚では一八八四年と一八九〇年当たりから存在して、その前に二つの前段階があったと考えます。一八六八年つまり明治元年から、いきなり国家神道になったわけではありません。最初の前段階と言いますのは、明治元年から明治四〇五年までで、神道をそのままに国教にした時期です。神道の思想を国家が受けて、神道の要求する立場を神道に与えた時代です。完全なる国教でした。

神道を国教にするために、まず元の神道を復活させる必要があります、仏教的要素を排除する必要がありますが、神仏分離を行いました。その神仏分離は実際の問題として、廃仏策に発達したところが多いのですが、それはどうやら政府の意思によるものよりは、地方の行き過ぎ、政府の意思の誤解とか色々な要素があって、政府は意識的に仏教を圧迫しようという気配はあまりなかったようです。勿論政府の中にある神祇官は別ですが。ただ政府の政治的部門にはそういうつもりはなかったと私は思います。しかし仏教を守ろうとする気持ちもなかった、仏教はどうでもよい、ともかく邪魔物ですから切り捨てようという感覚でやったように思

います。

最初に神仏分離が行われて、またそれと平行して神道を国教とする具体的な現れとしては、明治元年からの神道に関する最高官庁の経歴なんです。最初に神祇事務課が設立されまして、政府には七つの課——今の省に相当するもの——があつて、その第一位を占めたのが神祇事務課です。それは間もなく局と改名されて神祇事務局になって、総裁局の後の第二位に位置付けられました。明治二年の神祇官制度では、神祇官は太政官と並んで最高の権威を占めたのです。その繁栄の時期は約二年半くらい続いて、格下げになって神祇省を経て、教部省になったのですが、その繁栄の時期が示しているのは、神道の思想が国家に精神的基盤を与える、祭政一致の精神を実現する、という思想の現れだったと思います。

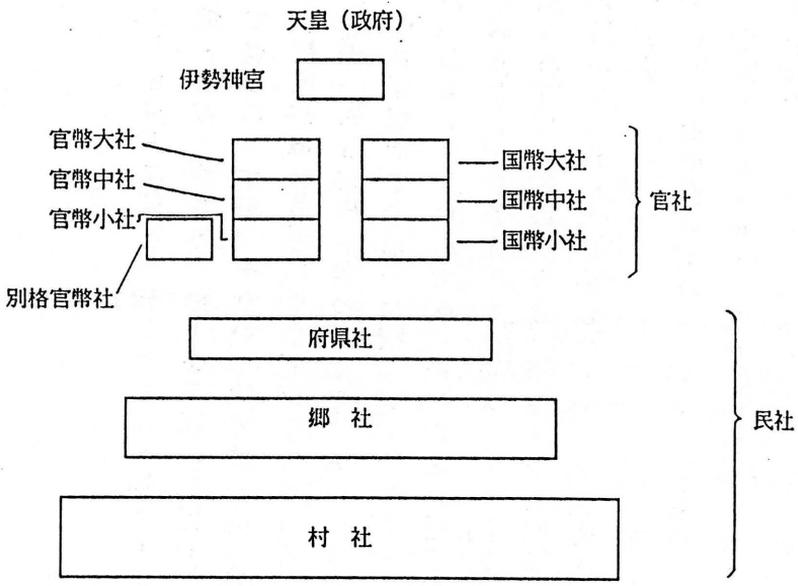
官庁だけではなく、神社は明治四年には世襲制の社家を廃止して、神社には「国家の宗祀」という性格を与えました。国家の宗祀とは国家の祭式・国家の儀式を行う場所という意味ですが、国家の宗祀という性格を与えて、その性格は一九四五年まで続きました。再び排除されることはありませんでした。

もっと前からなんです。神主も官僚化されました。官僚化は格上げを意味するだけではなく、その代償も高かったと思います。つまり官僚となれば元々神主

でない人も神主になりうるし、また転勤にもなります。神道の場合にその地方別の習慣・慣習・やり方、柏手を三回か二回か、あるいは八回打つか、など場所によって違うのですが、そういう地方性の高い宗教の場合は、神主さんが転勤となると宗教色が薄れるという心配だけではなく、実際にその弊害もありました。

又は統一的な官僚主義の感覚で、幾つかの伝統的な神職の類が廃止になりました。例えば明治まではいた祝（はふり）がいなくなりました。今は宮司・禰宜・主典・宮掌しかないのです。神道の宗教性、宗教色、宗教としての権威がそのために落ちたことは否定できません。一方国家の権威を借りて、権威を得たという側面もあって、そのプラス・マイナスを計算しますと、どちらの方が強かったのかは分かりません。しかしマイナスの面もあったということだけを強調したいと思います。

そして一番重要な措置なんです。明治四年の五月に神社を国家の宗祀にするという宣言をした日と同じ日に、社格制度を作りました。図のように神社に位を与えました。



その日に何もしなかったのは伊勢神宮で、伊勢神宮は格別なものなので法規は触れなかったのです。要するに伊勢はトップにあってその下に官幣大社・官幣中社・官幣小社、国幣大社・中社・小社、そして明治五年から小社と同じランクで、天皇と国家のために頑張った人、豊臣秀吉とか湊川神社の楠木正成などをまつる別格官幣社も加わってきます。後ほどの靖国神社はこの類です。

官幣社と国幣社は同格で、ただ順序としていつも官幣社の方を先に並べます。月給も同じでした。その下に府県社があって府社・県社、最初は藩社もあったのですが、郷社、そして村社もその後に来たのです。約二〜三か月後に郷社定則が出来、それによって氏子と郷社との関係に関する決まりが細かく出来、また氏子調べがされました。氏子調べとは江戸時代の宗教政策の延長で、ただお寺と変わって今度は神社に、各々の全ての日本人はどこかの神社に所属しないとイケなくなりしました。氏子調べはすぐ一〜二年後に廃止されたのですが、しかし一度あったために全ての日本人は、神社への所属が明確になった。つまり神社ピラミッドに制度的につながったことになりました。

そうしますと国民の信仰が、最も下層の無格社や、村社から、ずっと伊勢まで導かれました。そして伊勢は皇室・政府につながりました。逆に上からのイデオ

ロギーは宗教の面を通して、国民に浸透することになります。精神史・思想史にてらしてみると非常に上手く導くようにしたのです。それがこの時期の宗教政策の一番重要な点で、後々まで一番効果のあった処置でした。

しかし神道をもって、つまり古代の概念をもって近代国家を設立しようという試みは、当然無理がありました。その精神的な力、イデオロギー的な力は神道にはありませんでした。

国家神道の前段階・二

政府には辞めるか改造するか二つの選択があつて、神道を改造することにしたのが、明治四〇五年の宗教政策の改革の意味です。明治五年から神道を道具にして格下げさせまして、そして教えを中心とする宗教に改造しました。そのため不完全な祭教分離・祭と教義の分離を試みて、しかし不完全に行い、祭祀を式部寮の管轄にし、またその時に以前にあつた神祇官の神殿が宮中に移り、今の宮中三殿の一つになりました。祭式統一の色々な措置も行いました。

祭祀は宮中または式部寮の行ふところとし、残ったものつまり宗教的な側面を政府が定義して、その内容を政府が決めたのです。大教宣布運動の時代となりま

す。大教宣布運動とは――当時神道、もっと正確に言えば祭政一致の思想を大教と言ったのですが――これを国民に広げることでした。その大教宣布運動で教えたのは、宗教的なものだけではなく、一般道徳的なものも、または近代国家の基礎知識、例えば権利義務の概念、それはそれまでの日本にはなかったのですが、富国強兵のようなものも説教のテーマとなりました。つまり説教というよりは啓蒙的運動・宗教的道徳的政治的側面のある啓蒙運動でありました。全ての神さんがその担い手となりました。しかし神職だけではなく、ついでに、力が足りなかったせいでしょうけれども、仏教の坊さんも全部動員され、さらには落語家など、話しの上手な人も使いました。

この国家の定めた教え以外はどんな説教も禁止されました。仏教に対する政策の面で面白いのは、政府の定めた大教宣布運動の内容を伝えることは許されても、仏教的説法は禁止されたことです。仏教に対する以前の神仏分離政策、廃仏棄釈政策よりも厳しくなったと思われます。仏教にとっては一見再び国家に関係が出来て、良い結果という解釈も出来るでしょうが、実際を見ますともっと厳しい政策になりました。

こういうふうにして神道に教えを持たせ、それを神道の中心的なものにしよう

という試みでした。このような政策は一八八二年〜一八八四年まで続きました。八二年とは神職と教導職の兼任が禁止になった年です。教導職とは大教宣布運動の担い手です。そしてその二年後大教宣布運動の教導職そのものを廃止したのです。なぜ廃止したのかといいますと、一つに当然仏教からの反対が強かったからです。もう一つは神道が教法宗教ではない、神道の性格に反した政策であったため、続くわけにはいかなかったからです。大教宣布運動は成果を上げたか、上げなかったかという評価は下しにくいのです。文献を見ますと、著者によって評価が違ふし、今更それを調べる方法もあまりないでしょう。しかし、それを続けることが不可能になったという意味では失敗に終わりました。その後の継続性はありません。行き止まりとなつて、政府は明治四〜五年の宗教政策の改革に戻らざるをえなかった。といひますのは当時中途半端に行つた祭教分離を、今度は徹底的に行いました。徹底的と言つてもしかし、完全ではありません。しかし以前よりも遙かに徹底的に祭教分離を行いました。

一方で教派神道の独立を認めました。そうすると黒住教とかその類のものは、神道の宗教的側面の担い手を得ました。一方神社に対して説教とか葬式を禁止しました。葬式とは、すべての日本の学者が言うように、単に葬式だけではなく、

宗教的活動一般をさすと解釈すべきでしょう。神社には説教も宗教的活動も禁止になったわけで、前の説教宗教とは正反対の一八〇度の方針の変化だったのです。しかし面白いことに、官社と民社にわけるのですが、官社においては禁止、民社は禁止だけど当分の間はその限りに非ずでした。その当分の間とは一九四五年まで続いた。つまり基本的には禁止、しかし実際問題としては認めようということとです。当時の宗教政策の曖昧さゆえの有効なやり方の典型でした。

神社のある機能が失われて、そのために格下げになったのは当然でしょう。しかし格下げとは国から遠ざかるのではなくて、却って国家ともっと密接な結びつきが出来たと解釈すべきでしょう。以前の神祇官・式部寮・教部省などの管轄は、今度はもっと多くの分野において、府県知事の責任になった。府県知事は大変近くにおり、実際のな事情が分かっているのです、より権力者となる、そういう意味でさらに密接な関係が出来たと解釈すべきでしょう。

国家神道化の完成

そして一八八四年の教導職廃止の時からか、その六年後の教育勅語が重要な意味を持つようになったので、その時からか、完全な国家神道が出来上がりました。

前段階の一番目は、神道を完全な宗教にして国教にした。これが明治元年から明治五年までです。二番目が五年から十五年まで、教法宗教に改造した時期です。そして第三番目は八二年と八四年の改革です。または九十年です。それ以後は完全な国家神道と言えるでしょう。

その時までには体制は一応整っていました。確かに明治三十三年（一九〇〇年）には内務省にあった社寺局は二つに分けられ、一つは神社局で一つは神社以外の宗教を担当する宗教局となりました。これは教派神道も、仏教、キリスト教等を担当する局です。そういう変換がありましたし、一九四〇年には神祇院が出来ましたが、これらは二次的な問題で、基本的な性格は遅くとも教育勅語から出来上がったと考えるべきです。

教育勅語の意義に触れる必要もないと思いますが、何世代もの生徒が暗記して、色々な道徳的な項目を身につけました。内容は専ら儒教的ですが、しかしその道徳の基盤は皇室であり天皇であったのです。道徳を行うべき理由はどこにあったのかは、天皇の良い臣民であるためであったのです。全ての道徳の基盤は天皇にあり、また天皇と臣民の関係は道徳によって結ばれます。国家神道と教育勅語の目的は全く同じですから、「教育勅語は国家神道の聖書」という性格付けは、当

たっているであろうと思います。

国家神道の出来上がった制度とはどういうものでしょうか。それに触れる前に今日の関心から言いますと、国教への発展は計画的であったか、また偶然の成り行きであったか、を調べる必要があるのではないかと思います。

なぜ神道だったのか

その前に明治国家の基盤として、どうして神道を選んだのか。アメリカ人の神道の研究家のホルトムが言ったことは、次のようなことです。キリスト教はもつてのほか、圧迫されて日本国民から不信感ばかりがあつて国教にするわけにはいかないし、仏教は墮落して儒教の方からも国学の方からも批判をされて国民から輦蹙をかっている、また江戸幕府との密接な関係もあつて仏教も不可能、残るのは神道だけであつた、と。

確かに一理あると思います。しかしそれだけではないはずです。一番直接的で単純で大きな理由は、言うまでもなく天皇でした。明治維新は尊皇攘夷をスローガンに始まって、王政復古に変わり、最初から皇室を掲げて幕府に対して戦つたわけです。最初から明治国家の基盤は天皇でした。伊藤博文は有名な枢密院にお

ける演説で——一八八八年の憲法会議を始めた時に、枢密院で基調演説を行ったものですが——その中身は、憲法には精神的な基盤が必要である、西洋においては宗教である、日本にはそういう基盤がない、神道を含めて全部弱すぎる、そうすると日本において国家の基盤になりうるものは天皇しかない、そうはっきり言ったのです。それは一八八八年以後の問題ではなく、もっと前からのものでもあります。新しい国家の基盤は天皇だったのです。天皇の基盤は何処にあるのかは、言うまでもなく神道にあるのです。三種の神器を預かっているし、天照大神の子孫でもあるし、祭祀、特に新嘗祭・大嘗祭・祈年祭などを行うし、そういう側面なしには天皇は考えられません。その天皇の性格・天皇の権威を強化するために神道を強化する必要があります。神道が明治国家の国教となったのは、必然的な結果でした。後で切り捨てるのが出来なかったのは、天皇は相変わらず国家の基盤であって、天皇の支配の正当化のために宗教的な側面も必要でした。

また図のピラミッド（4頁参照）に戻りたいと思いますが、皇室とこのピラミッドとの繋がりは、伊勢神宮だけではなく、色々なところにあります。天皇が伊勢に参拝することは明治元年が最初のこと、それ以後はしょっちゅう参拝することになりました。この繋がりを強調し、皆にわかるようなものにししました。そ

の繋がりの一つが伊勢神宮です。又は古代の平安時代にもあった勅祭社、皇室は特定の神社に供え物を送る制度を復活させました。そして別格官幣社、天皇のために頑張った人を祭る神社という新しいカテゴリーを作りました。さらに、全ての神社のランクにおいて天皇を祭る神社——平安神宮、明治神宮、橿原神宮等々——を新しく作りました。それらは以前にもあったのですが、ある程度組織的に、このような神社を作ったのは明治になってからのことです。このピラミッドと天皇との繋がりには色々なところであって、勿論神社そのものとの繋がりもありました。

国家神道形成の計画性

神道は必然的な成り行きで国教になり、国家神道が出来上がったのですが、その計画性において、さっき言いました明治四〇五年・明治十五・十七年の二つの宗教政策の变革を見ますと、かなり極端な变革でした。計画的にやればこのような变革が起こるはずはありません。神社の最高官庁を明治元年一月十七日に神祇事務課、二月には神祇事務局にしています。明治元年閏四月には神祇官だったのが、明治二年には新しい神祇官、明治四年に神祇省、明治五年に教部省です。そ

のときには仏教も採り入れて他の宗教も管轄することになりました。明治十年に教部省が廃止されて、内務省の社寺局になり、この社寺局は明治三十三年に二つの局になっていきます。

とにかく移動が余りに多くて、またその官庁の位の変化も激しくて、計画的とは見えません。明治四年の社格制度を图示して紹介したのですが、明治四年の前にも色々な社格に準ずる社格みたいなものがありました。勅祭社・準勅祭社・神祇官直支配社等がありました。しかしこういう制度をさらに発展させることなしに、明治四年に新しいスタートをやったのです。

氏子調べは明治三年の九月に仮の規則が出来て、明治四年の四月に本格的な規則が出来、二年後に廃止されました。これも計画的とは思えません。まして最初から矛盾をはらんだ政策でしたから。

まとめますと一つの計画性があつて、これを組み立てようとか国教にしようとかいうことは、まったく見当たりません。しかしコンパスのような方針が大体頭の中にあつて、ある程度の政策を取つて、方向が間違つたことに気がついた時に訂正をしたということでしょう。コンパスはあつたが、マスタープランは無かつたと思います。

国家神道の定義

国家神道の本質と国家神道の性格はどこにあったのでしょうか。まず言わないといけないのは、ドイツ語の「スターツ神道」、また英語の「ステート神道」という単語が、戦前の国家神道の時代にはありましたが、日本語で「国家神道」という単語は殆どなかった。確かに豊田武の一九三〇年代に書いた『宗教制度史』には、国家神道という単語はあるにはあるが、これは稀な例であって、一般的に使われるようになったのは、戦後の一九四五年の十二月の神道指令からです。

神道指令でも国家神道の定義がなかったらしく、「ステートシントウ、神社神道」と並列的に使って、神社神道を禁止するつもりはなかったらしいのですが、国家神道の定義がなかったので、しかたなくそう書いたのでしょうか。国家神道という単語はなかっただけでなくて、国家神道という概念も日本にはなかったように思います。これは非常に重要なことです。

それは現在から見てもどういうものだったのでしょうか。いままでちゃんとした定義は、なかったといえます。描写はあっても、定義は僕は見ることがない。まず国家神道を捕らえようとする場合に、困るのは神道には色々な類があることです。神社神道・家族神道・皇室神道・教派神道その他です。その片一方の神社神

道は国家神道で、教派神道はそうではない。そういうふうに分けようと思つても中々難しいのです。

例えば神社神道と言つても下の方の稲荷の信仰は、国家神道的性格が薄い。また逆に上の方の伊勢神宮の場合でも、個人的な宗教的側面もまだある。完全に分けるわけにはいかない。教派神道にせよ、確かに天理教のような純粹宗教的なものもあつたのですが、大教宣布運動の本部であつた大教院が分かれて、その神道側の跡継ぎの管轄機関としての神道事務局が廃止されてから、神道教派を作つたのです。新しい神道教派です。名前は神道であつた。教派神道ではあるのですが、元々そういう性格でしたので国家神道と関係がないとは言えないでしょう。

つまり神社神道は国家神道で、教派神道はそうではないなどとはとてもいえないのです。一応形式的に定義をしてみますと、「国家神道は神道の国家と関係がある側面の個々の現象を総括した概念である」。この形式的定義と並べて内容的に言いますと、「国家神道は皇室神道と神社神道を基盤として構築された国家的祭式の体系であり、それに付属した制度的基盤及び教学上の上部構造を含む」とこのようになると思ひます。教学上の上部構造とは専ら教育勅語などをいいます。

国家神道の宗教的感覚

国家神道が効果・効力を持つ条件として、一八八二年に宗教的側面と祭祀の分離が行われて、宗教と祭祀を分離したのが一つ。もう一つはこの分離は本物ではなくて擬制でした。この二つの条件が前提でした。完全に分離したのなら、効果が上がらないでしょう。あまりにも密接な関係が続くならば、皆そういう擬制を見抜いて効果が上がりません。擬制と言ったのは最後まで府県社以下の民社も国家の祭祀という性格をもっていたからです。宗教的感覚や概念は全て同じです。説教が禁止されたとは言え、学校教育で歴史の時間に、天照大神以降のものを歴史として覚えさせたのですから説教をしなくても済むのです。

もう一つは特に民社で宗教的感覚が育てられて、同じ御祓をどこで受けても、効果は同じで感覚は同じです。説教・説明をしなくても済むのです。ここは神道の凄い強さの前提だったと思います。感情だけに訴えて理屈は一切言わない。そして神道は宗教ではないという理解に苦しむ理屈を、権力をもって通した。そうすると宗教でなければ他の宗教との相対化も不可能です。絶対的なものになったのです。

理屈を言わないので反論も出来ない。反論をしようという気持ちも起きてこな

い。しかも宗教心という感覚は、持たない人もいるでしょうが、大体の人が持っている。そして儀式は直接に感情・感覚に訴えて、反論もないので、効果をもったのは当然です。そして最低限の知識は宗教的側面、つまり民社や学校で身につけるといふ上手い絡み合いがあり、効果を持たざるを得なかったでしょう。非常に上手く出来た制度である。上手く出来たと言えば、言い方が悪く、悪気があってずるく、そういうふうに作り上げたというふうに聞こえるでしょうが、そういうつもりで言っているわけではありません。長い発展の結果としてこうなので、いつも修正を上手くやって、行き過ぎもあまりなくて、非常に力があり非常に上手に発展した制度であるといえます。その場合に宗教的側面と非宗教的側面の距離が重要なものだったのです。分けていこうで分けていない、だけど距離を適切にした。これも一つの前提であったのです。さっき言いました八二年のところ、説教は禁止、しかし民社の場合、当分の間その限りにあらずという措置は、とても適切であったと思われます。

国家的神道とそうでない神道、具体的には内務省の神社局と宗教局の管轄の違いですが、それをもって神道を分けた印象を与えたのですが、勿論そうではありません。神道は国家の範囲に含まれるものと、国家にはあんまり関係がないもの

と一見二つに分けていて、しかし、実は神道は相変わらず一つのもので、神道そのものは二重性格を持つようになりました。

しかしこの上手く出来た、強い効果の条件は、その弱さの条件でもあったのです。と言うのはその性格は非常に曖昧で、色々な矛盾の絡み合いに基づいていたわけです。把握したり理解することは出来なくて、定義をすることも出来なくて、動かすことも出来なくなります。国家にとっても誰にとっても。

もう一つは国家との関係が余りにも密接で、独自の立場がないことです。つまり明治五年から道具として使われて、独自の発展を国家が許さなかったため、自分の哲学、自分の感覚、自分の価値観をもっていません。独自の性格・哲学はなく、国家と非常に密接な関係にある。ヨーロッパにおいて教会が力を発揮出来たのは、国家と別の立場があって、その立場に立って国家を動かさそうとしたのです。それが良いというわけではありません。ただ、国家を動かすためには独自の立場が必要です。密接に抱きついて国家を動かすことは不可能です。

逆に国家から言いますと、神道はちっぽけなものではないのです。大きな存在で伝統のある、動かしようのないものです。国家も神道を動かすことができなければ、神道も国家を動かすことができない。その結果として共倒れです。共倒れ

というのは言うまでもなく第二次世界大戦に走ったということです。

国家神道の機能

それを具体的に言いますと、国家神道の果たした機能はどういうものだったでしょう。一つは天皇支配の正当化です。しかし天皇は自分であまり決定を行わなかったのです。決定をしたのは政府であって天皇ではありません。しかし政府は誰に対して責任があったかと言うと、天皇なのです。天皇はなにもしない。そうすると天皇の支配の正当化はそのまま、しかも盲目的にどんな政權でもよく、時の政權の正当化となります。自分の価値体制は成り立ちません。

もう一つ、国家神道の持っていた神国思想は非常に面白いものです。伝統的な「国家」の定義とは、国土があつて国民があつて支配があるという、三つの要素があれば国家があるということですが、これを日本に当てはめると国土は神によって生まれ、国民も神によって生まれ、支配は天照大神の命令によって天皇が行うという具合に三つの要素ともに神様に由来するわけです。まさに神国であるのです。この神国思想が国粹主義に繋がったことは当然だし、八紘一字に繋がったことも当然でしょう。八紘一字は別に侵略的な要素ではなくて、日本が当然のこ

ととして日本に与えられた地位を占めようとする。そしてそういうことを他の国々が当然のこととして認めないといけない、そういう悪気のない感覚だったと思います。

三つ目の機能は、国家的義務と宗教的義務を同一にしたために、国民の思想的統合の機能も果たしたことです。僕がドイツ語で考えたことの、下手な日本語訳なんです、「磁気をかける」という精神的機能を国家神道が果たしました。その結果、神社に参拝しなければ非国民になるのです。

この三つの機能と、その悪い結果は必然的なものではない。国家神道が出来てからも第二次世界大戦時、またその以前の専制主義もあれば、もっと前には大正デモクラシーもあった。国家神道はあの結果をもたらしたとはいわない。言いたくありません。しかし日本がそういうふうになるようになった時に、妨害する物を設けなかったただけではなく、寧ろ進める方に力をなした。決定的な要因ではなくて、強調要因として働いたと思います。

国家神道の現在

これは全部過去の歴史についてのものであって、現在についてはどうということ

が言えますでしようか。まず現在にとつての意義です。

明治時代と同じように、非計画的に幾つかの処置が取られる、また取られそうになる。例えば伊勢神宮への参拝は佐藤首相が始めた習慣で、大平首相でさえも逆らえないほどの伝統になった。今、不思議なことにマスコミは全然騒がない。靖国の場合は騒いで、伊勢神宮の場合には既成事実があるために、誰も何も言わない。ましていつも報道されるのは、首相は政治に関してどういうことを言ったのか、行ったことに対してではなくて、その発言を報道する。そうすると神道の立場から言うと、首相は伊勢神宮に参拝して、伊勢において国政を語る。神に対してではなくて新聞記者に対してだが、その方向の違いさえ見過ごせば、一番理想的です。伊勢神宮において国政を報告する。これは祭政一致の実現ではないかと思われれます。

靖国問題もいざれその法案の実現になるかどうか、それは進行中の問題ですが、しかし靖国で言えばいささか呆れたというか、腹が立ったというか、明治時代とまったく同じ論じ方があります。明治時代では「神社は宗教に非ず」だから……というわけです。靖国法案の第一条だったか第二条だったか忘れましたが、靖国神社は宗教施設ではないと明確に規定しています。もうそろそろ新しい考えを思

いついて欲しいのですが、明治時代と全く同じ論じ方で、同じ結果をもたらそうとするわけです。

次に皇室の祭式ですが皇霊祭・新嘗祭等には、首相、参議院・衆議院の議長等が出席します。ただしプライベートな資格です。肩書で呼んで、プライベートの資格で出席をするなんて、ちょっと不思議な現象なんです。それもいまままで批判を呼んだことがない。靖国の場合はニュースになります。皇室の場合はタブーみたいです。この幾つかの現象の復活が、しかも明治時代と同じやり方で見られます。

もう一つの現在の意義というか、どうして国家神道は勉強に値するのかと言うと、今の指導層がどういう意識を持つのか見えてくるような気がするからです。例えば靖国神社の場合に、すぐに話題になるのは軍国主義ということ。僕はそれは信じない。軍国主義は問題ではないと思うのです。いくら今、約6%の成長率を目指して、防衛費がGNPの1%を突破したとか言っても、今の世界情勢の中で、軍事大国になる力もなければ、地理的条件も整っていないし、気質にも合わないし、軍国主義はナンセンスと思います。しかし何が問題になるのか。神道は集団、元々個人ではなくて、共同体の宗教ですから、集団主義を助長し、国

民の生活感覚を統合させる、まさにこの統合させるという意味で効果的である。今の政府がこのように色々な処置を取るのには、この目的というか、目的と言ってマスタープランがあるのでなく、コンパスがあつて、そういう目的でやっているのではないかと思ひます。いささか言い過ぎがあつたかも知れませんが、僕は分析だけ述べたつもりです。

最後も分析です。第三者、つまり日本人ではない人として、日本の事情を眺めますと、今の政教分離制度、国家神道のために出来た厳しい分離制度——国家は一切宗教活動をやつてはいけません。宗教活動のために税金を使つてはいけません。憲法第二十条・第八九条です。——この厳しい分離制度は実際問題として厳しすぎる。最高裁が言つたように、宗教にも社会的側面も外的側面もあつて、完全に分離することは不可能です。厳しすぎるために非現実的です。そのために問題がしょっちゅう出て来るわけです。

つまり宗教の自由の目的のために、ある程度の関わり合いを認めた方が良いのではないかという考え方もあるのです。例えば伊勢の近くの津市の地鎮祭を例といたしますと、体育館を建設しようとした時に地鎮祭を行った。町や市は公の金を使って宗教的活動をする。これは明らかに憲法違反であらう。市議会の議員が

訴訟を起こして最高裁まで行ったのですが、その結果として合憲である、憲法に違反しないという結論が出てしまいました。訴訟を起こさなければ、曖昧な状態が残った。起こしたために事情がかなり変わった。戦術的には――また信教の自由のためにも――非常に下手だったと思います。

君が代とか日の丸に対する反対意見もそうです。ドン・キホーテのように風車に対する戦いの印象があるのです。僕が不思議に思うのは、学校の儀式に国家がどういう関係があるのか。卒業したり入学式において、どうして国家的要素が入るのか。それは分からないのですが、しかし反論としてよく読むのは、法律的基盤がないとかいう議論です。あれは別にあってもなくても、事実上、国歌・国旗であり、それに対してこのような理論をもって戦うのは、勝ちようがないし、逆効果をもたらすのではないのでしょうか。最後に言ったのは意見表示に聞こえますが、もう一度繰り返して言いますが、これもまた分析のつもりで言いました。

まとめますと、国家神道、つまり一九四五年までの状況を厳密に眺めますと、現在のいくつかの発展をより正確に理解することができますし、またそのいくつかの発展の間の関連性も見えてきます。なかなか面白いテーマです。以上です。

***** 発表を終えて *****

一時間の発表で「疲れた」と思ったのに、さらに二時間のディスカッションが続きました。しかも全部日本語で。しかし、出席した方々の自由な、対等な態度で行われた活発な質問や議論の応答で、疲れも忘れてしまいました。このような形での発表の機会を与えていただいたことは大きな刺激となって、且つ大いに楽しいことでもありました。前者に対して、日文研の関係者、後者に対して、出席した方々に御礼を申し上げたいのです。お蔭さまで、帰りの新幹線で「疲れた」のではなく、「もっと勉強しなくては」という気持ちで、満足感いっぱいビールを飲みながら珍しく週刊誌等ではなく、論文を読みながら東京に帰りました。

Ernst H. W. Schmidt.

日 文 研 フ ォ ー ラ ム 開 催 一 覧

回	年 月 日	発 表 者 ・ テ ー マ
1	62.10.12 (1987)	アレッサンドロ・バロータ (ピサ大学助教授) Alessandro VALOTA 「近代日本の社会移動に関する一、二の考察」
2	62.12.11 (1987)	エンゲルベルト・ヨリッセン (日文研客員助教授) Engelbert JORI ß EN 「南蛮時代の文書の成立と南蛮学の発展」
③	63. 2.19 (1988)	リー A. トンプソン (大阪大学助手) Lee A. THOMPSON 「大相撲の近代化」
4	63. 4.19 (1988)	フォスコ・マライーニ (日文研客員教授) Fosco MARAINI 「庭園に見る東西文明のちがい」
⑤	63. 6.14 (1988)	宋 彙七 (慶北大学校師範大学副教授) SONG Whi Chi1 「大塩平八郎研究の問題点」
6	63. 8. 9 (1988)	セップ・リンハルト (ウィーン大学教授) Sepp LINHART 「近世後期日本の遊び—拳を中心に—」
⑦	63.10.11 (1988)	スーザン J. ネイピア (テキサス大学助教授) Susan NAPIER 「近代日本小説における女性像—現実と幻想—」
⑧	63.12.13 (1988)	ジェームズ C. ドビンズ (オベリン大学助教授) James C. DOBBINS 「仏教に生きた中世の女性—恵信尼の書簡—」
⑨	元. 2.14 (1989)	嚴 安生 (北京外国語学院日本語学部助教授) YAN An Sheng 「中国人留学生の見た明治日本」
⑩	元. 4.11 (1989)	劉 敬文 (遼寧大学日本研究所副所長) LIU Jingwen 「教育投資と日本の戦後経済高度成長」

⑪	元. 5. 9 (1989)	スザンヌ・ゲイ (オベリン大学助教授) Suzanne GAY 「中世京都における土倉酒屋－都市社会の自由とその限界－」
⑫	元. 6. 13 (1989)	夏 剛 (京都工芸繊維大学助教授) HSIA Gang 「インタビュー・ノンフィクションの可能性－猪瀬直樹著『日本凡人伝』を手掛りに－」
⑬	元. 7. 11 (1989)	エルンスト・ロコバント (東洋大学助教授) Ernst LOKOWANDT 「国家神道を考える」
14	元. 8. 8 (1989)	キム・レーホ (ソ連科学アカデミー・世界文学研究所教授) KIM Rekho 「近代日本文学研究の問題点」
15	元. 9. 12 (1989)	ハルトムート O. ローターモンド (フランス国立高等研究院教授) Hartmut O. ROTERMUND 「江戸末期における疱瘡神と疱瘡絵の諸問題」
⑭	元. 10. 3 (1989)	汪 向榮 (中国中日関係史研究会常務理事・日文研客員教授) WANG Xiang-rong 「弥生時期日本に来た中国人」
17	元. 11. 14 (1989)	ジェフリー・ブロードベント (ミネソタ大学助教授) Jeffrey BROADBENT 「地域開発政策決定過程を通して見た日米社会構造の比較」
⑮	元. 12. 12 (1989)	エリック・セズレ (フランス国立科学研究所助教授) Eric SEIZELET 「日本の国際化の展望と外国人労働者問題」

19	2. 1. 9 (1990)	スミエ・ジョーンズ (インディアナ大学準教授) Sumie JONES 「レトリックとしての江戸」
⑳	2. 2.13 (1990)	カール・ベッカー (筑波大学哲学思想学系外国人教師) Carl BECKER 「往生－日本の来生観と尊厳死の倫理」
㉑	2. 4.10 (1990)	グラント K. グッドマン (カンザス大学教授・日文研客員教授) Grant K. GOODMAN 「忘れられた兵士 －戦争中の日本に於けるインド留学生」
22	2. 5. 8 (1990)	イアン・ヒデオ・リービ (スタンフォード大学準教授・日文研客員助教授) Ian Hideo LEVY 「柿本人麿と日本文学における『独創性』について」
23	2. 6.12 (1990)	リヴィア・モネ (ミネソタ州立大学助教授) Livia MONNET 「村上春樹：神話の解体」
24	2. 7.10 (1990)	李 国棟 (北京連合大学外国語師範学院日本語学部講師) Li Guodong 「魯迅の悲劇と漱石の悲劇 －文化伝統からの一考察－」
25	2. 9.11 (1990)	馬 興国 (遼寧大学日本研究所副所長・日文研客員助教授) MA Xing-guo 「正月の風俗－中国と日本」
26	2.10.9 (1990)	ケネス・クラフト (リハイ大学助教授) Kenneth KRAFT 「現代日本における仏教と社会活動」

27	2.11.13 (1990)	アハマド M. ファトヒ (カイロ大学講師) Ahmed M. Fatthy 「義経文学とエジプトのベールス王伝説に おける主従関係の比較」
28	3. 1. 8 (1991)	カレル フィアラ (カレル大学日本学科長・日文研 客員助教授) Karel Fiala 「言語学からみた『平家物語・巻一』の成立過程」
29	3. 2. 12 (1991)	アレクサンドル A.ドーリン (ソ連科学アカデミー 東洋学研究所上級研究員) Aleksandr A. Dolin 「ソビエットの日本文学翻訳事情 —古典から近代まで—」
30	3. 3. 5 (1991)	ウイーベ P. カウテルト (ワーゲニンゲン大学研 究員) Wybe P. Kuitert 「バロック・ヨーロッパの日本庭園情報 —ゲオルグ・マイステルの旅—」

○は報告書 既刊

非売品

発行日 1991年3月29日

編集発行 国際日本文化研究センター

京都市西京区御陵大枝山町3-2

電話 (075) 335-2222

問合先 国際日本文化研究センター

管理部・研究協力課

©1991 国際日本文化研究センター

■ 日時

1989年7月11日

午後2時～4時

■ 場所

国際交流基金 京都支部

